

「危険木撤去業務委託(一般市道加茂街道)」仕様書

(担当: 櫻井、井上 TEL075-492-3111)

1 件名

危険木撤去業務委託(一般市道加茂街道)

2 目的及び概要

加茂街道において、沿道樹木の幹及び根元に不朽が確認され空洞を指摘されたため、倒木の危険性を孕んだ樹木となっている。

本件は、当該危険木の地上部撤去を実施することにより、道路空間の安全性を回復するものである。

3 期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで

4 履行場所

京都市北区小山北玄以町 地内



5 業務内容等(業務の範囲は、位置図及び別添写真の赤色部分等)

- ・ 範囲内における対象木(ケヤキ、幹周 387cm)の地上部撤去。
- ・ 支障木の地上部撤去にあたっては、加茂街道歩道部から GL-5cm 以下で伐採を行うこと。(地上部撤去後、植樹柵部分を歩道として整備するため。)
- ・ 根株からヒコバエ等を抑制するため、根株の縁部面取り及び表面切込み(網目状)を実施すること。
- ・ 発生材(枝葉)の運搬処分。
- ・ 地上部撤去のために実施する、対象樹木以外の樹木の剪定等及び発生材(枝葉)の運搬処分。
- ・ 地上部撤去後、加茂街道歩道部からの転落を防止するために必要な措置を講ずること。(転落防止措置に必要なコーン及びコーンバーについては、北部土木みどり事務所から貸与する。)

6 支払条件

業務完了後、範囲において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

7 本業務における留意事項等

- ・ 業務完了後、完了届、写真帳を提出すること。
なお、写真帳は、対象木ごとに、着手前、完成写真(道路の通行空間が確保されている状況が確認できるもの)、業務工程ごとの業務状況写真を提出すること。
- ・ 業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- ・ 本業務の実施で生じる発生材(幹・枝葉)については、適切に処分すること。
- ・ 発生材(幹・枝葉)は、現場に仮置きすることなく、即日、処分すること。なお、処分先の都合等、やむを得ず現場での仮置きを行う場合は、監督職員と協議のうえ、仮置き場所や安全対策の方法に関する指示を受けること。
- ・ 近隣住民等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- ・ 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。

- ・ 地元への周知に期間を要するため、実施日については発注者と事前に協議すること。
- ・ 必ず対象木や進入路の状況を確認のうえ、見積を作成すること。











GL-5cm以下で地上部撤去



GL-5cm以下で地上部撤去